

# 令和4年度 持続可能な地域づくり団体支援寄附金 事前説明会



鳥取県 地域づくり推進部 県民参画協働課

# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

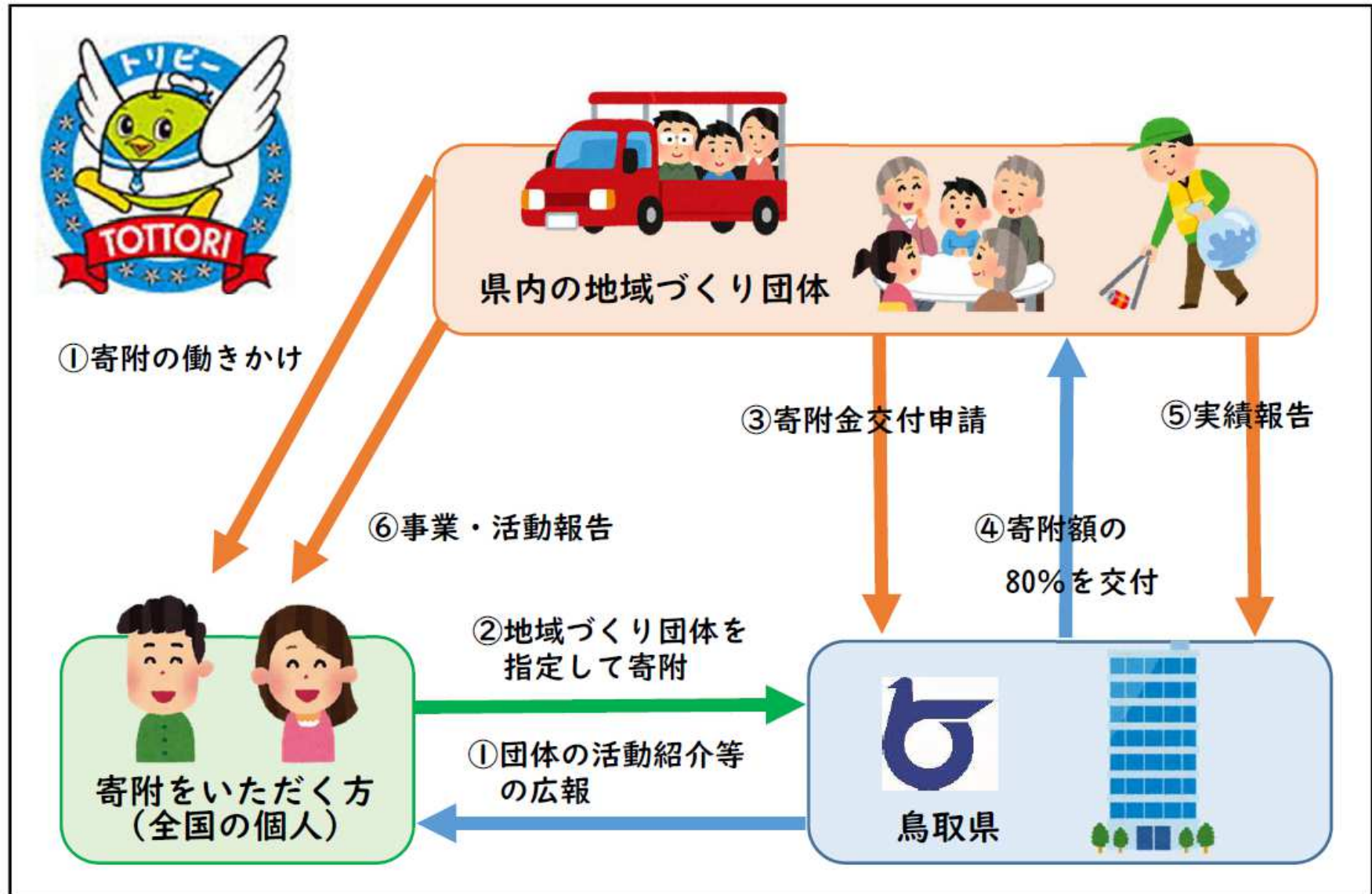
# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

# Ⅰ 事業概要

鳥取県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて主体的に地域のことを考え、自ら地域づくり活動を行うNPO法人や市民団体等のみなさまの取組を支援することにより、それぞれの団体の活動継続や活動の更なる発展を促進することを目指し、ふるさと納税を活用した活動資金の調達を支援する仕組みづくりを行います。

◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み



(手引き 1 ページ参照)

## ◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金を 活用することで考えられるメリット

- ・ 団体の活動の社会的意義や成果をPRすることができる。
- ・ 寄附を通して社会的な評価を高めることができ、活動をブラッシュアップできる。
- ・ 団体の趣旨、活動への賛同者から支援を受けるため、継続的な支援が期待できる。
- ・ NPO法人等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附を集めやすい。
- ・ 県が寄附募集の仕組みを用意するため、団体で寄附の仕組みを構築することなく寄附募集ができる。
- ・ 寄附金受領証明書発行等の手続を県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。

団体の活動に賛同した支援者から寄附を募り、集まった寄附金を交付します。



寄附がなければ0円もありえます。



団体自ら支援者に活動をPRし、寄附を集めていただく必要があります。

# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 **事業の実施方法**
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問



## 2 事業の実施方法

ふるさと納税サイトにおいて、寄附者が寄附申込をする際に、支援したい団体を指定した上で寄附をすると、県から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。

なお、支援の対象となる団体は、事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限りです。登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 ガバメントクラウド ファンディング（GCF）タイプ
想定する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に密着して活動する団体</li> <li>・活動・団体規模が小さい団体</li> <li>・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全域や県外など広範囲で活動する団体</li> <li>・活動・団体規模が大きい団体</li> <li>・既存の寄附基盤が一定程度ある団体</li> </ul>
対象となる事業	地域づくり団体に取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業	
対象となる団体	NPO法に掲げる20分野の活動その他社会貢献活動を行う非営利団体	
	50団体を想定	10団体を想定
寄附募集期間	通年（令和4年度は令和4年9月以降募集開始の予定）	
一団体あたりの 目標金額	設定金額なし	設定金額1,000千円以上 A I I - i n方式で実施
お礼の品の設定	なし （お礼状・実績報告書をお礼の品とする）	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能

# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

### 3 応募（寄附対象団体登録）の要件

寄附対象団体は、寄附者が寄附を通じて団体を支援するという本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては、寄附者等に説明責任を果たすように努めることが前提となります。

(1)、(2)の要件を申請日時点ですべて満たしていることが必要です。

#### (1) 団体としての要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。
- ウ 直近3年分以上の事業活動や決算・財務の情報を開示している又は開示を可能としていること。  
(団体の創設から3年を経過していない場合には創設の日以降)
- エ 法人格のない団体の場合は、10名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。
- オ 団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- カ 法別表に掲げる活動その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- キ NPO法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること。
- ク 団体の役員等が暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

(手引き3ページ参照)

## (2) 活動の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。

(ア) 県の施策と整合する活動を行っていること。

(イ) 県又は県内市町村との協働の実績を有すること。

イ 県内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。

(法人格を有する団体の場合はこの限りではありません)

ウ 県内に在住し、活動する者が1人以上いること。

エ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。

オ 活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと。

## (3) その他

協賛型ふるさと納税タイプ、GCFタイプいずれの場合も、寄附を受けた寄附対象団体はお礼状を作成し寄附者に送付してください。

# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 **寄附金の使途の要件**
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

## 4 寄附金の使途の要件

寄附金の使途は以下に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、寄附金を活用する本制度の趣旨及び寄附対象団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断します。

以下の要件のいずれにも該当していれば、人件費や家賃等団体運営のために必要な経常的な経費にも使うことができます。

- (1) 公益的な事業及びそれに伴う必要な経費であること。
- (2) 法第2条第1項別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。
- (6) 登録を受けた日以降に要した経費であること。

## <参考>

### 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動  
（鳥取県の場合、「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」）

（手引き10ページ参照）



# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 **スケジュール**
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

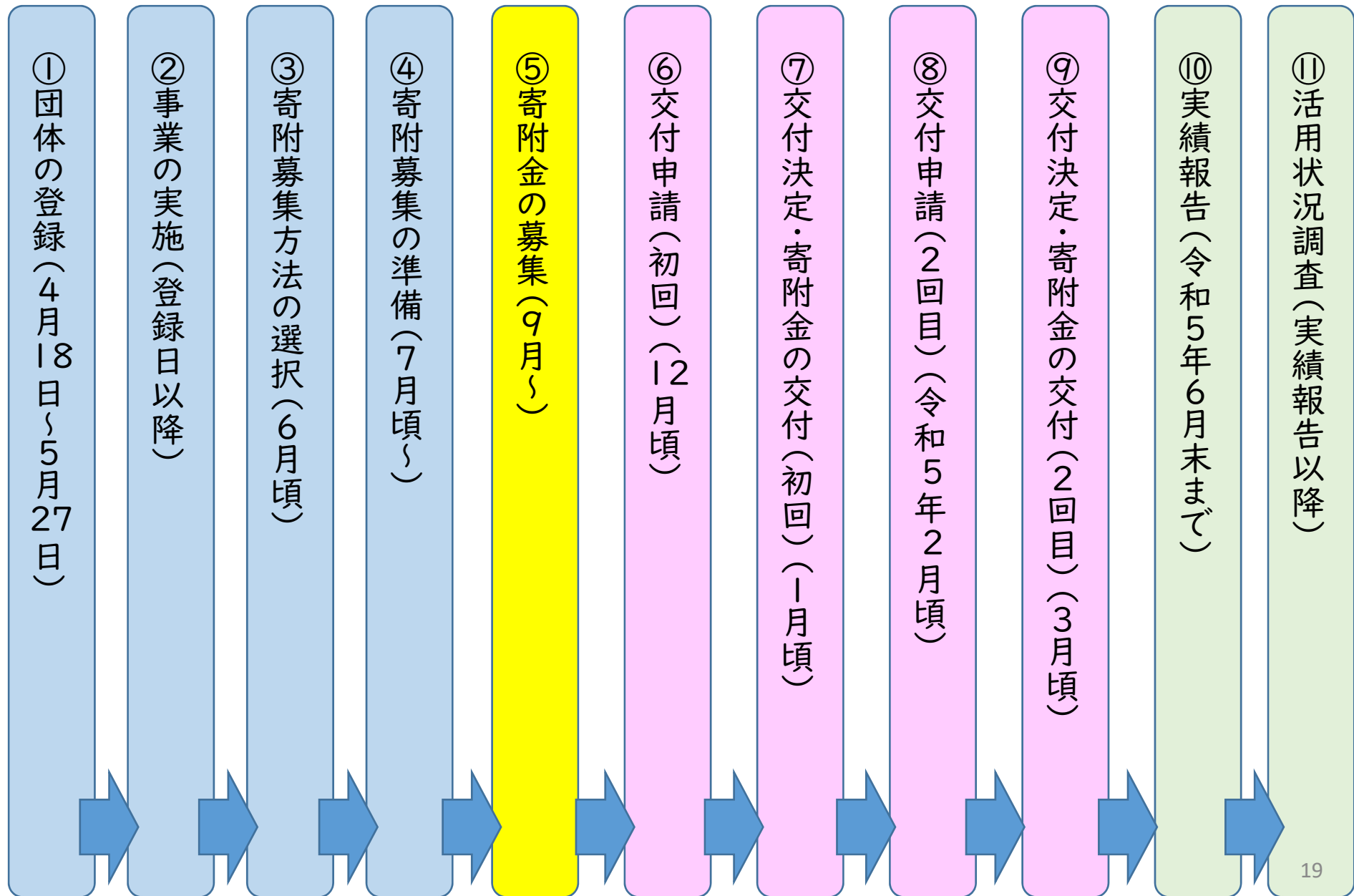
## 5 応募から寄附金交付までの流れ（予定）

### 応募から寄附金交付までのスケジュール（予定）

時期		内容
令和 4年度	4月	寄附対象団体募集（4月18日～5月27日）
	5月	
	6月	寄附募集团体の登録・寄附募集方法の申請
	7月	寄附募集方法の決定・寄附募集の準備
	8月	寄附募集の準備
	9月	寄附募集の開始
	10月	
	11月	
	12月	寄附金交付申請（9月～11月分）
	1月	交付決定・寄附金の支払（9月～11月分）
	2月	寄附金交付申請（12月～1月分）
	3月	交付決定・寄附金の支払（12月～1月分）
令和 5年度	4月	寄附金交付申請（2月～3月分）
	5月	交付決定・寄附金の支払（2月～3月分）
	6月	寄附金活用実績報告書の提出
	7月	活用状況調査
	～3月	

（手引き 4 ページ参照）

# 手続の流れ



## (1) 応募（寄附対象団体の登録）

- ・ 寄附対象団体登録申請書等一式を県へ提出してください。
- ・ 登録の要件を満たしているか審査の上、登録通知を送付します。
- ・ この登録を受けた日以降に要した経費が対象となります。

### <提出書類>

#### ア 寄附対象団体登録申請書

（持続可能な地域づくり団体支援寄附金交付要綱様式（以下「様式」という）第1号）

#### イ 誓約書（様式第1号の2）

#### ウ 寄附金に係る個人情報の管理体制等について（様式第1号の3）

#### エ 添付書類

- ・ 定款又は規約 ・ 社員名簿 ・ 役員名簿
- ・ 総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（議事録等）
- ・ 活動の写真 ・ その他参考資料

## (2) 事業実施

- ・ 寄附対象団体登録申請書に記載した事業を実施してください。（1）の登録を受けた日以降に要した経費であれば対象経費になります。

### (3) 寄附募集方法の選択

- ・ 次のいずれかの寄附募集の方法を選んで、申請書を提出してください。
  - 【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプ
  - 【タイプ2】GCFタイプ
- ・ GCFタイプをご希望の場合は、目標金額100万円以上を達成できるか、ふるさと納税サイトによる審査協力を得て、県で審査を行います。
- ・ 審査を経て寄附募集方法を決定し通知します。審査の結果、GCFタイプでの寄附募集が不可となった場合は、協賛型ふるさと納税タイプで寄附募集していただきます。

#### <提出書類>

ア 寄附募集方法申請書（手引き別添1）

※以下は、GCFタイプを選択した場合のみ

イ ガバメントクラウドファンディング実施計画書（手引き別添1別紙）

### (4) 寄附金募集の準備

- ・ 広報に必要な原稿を作成いただきます。様式については別途ご案内します。
- ・ GCFタイプの場合は、あらかじめ県の承認を得た上で、寄附対象団体が用意したお礼の品を贈呈することもできます。お礼の品を贈呈する場合は、寄附対象団体において責任を持って準備・発送等をお願いします。詳細は「お礼の品について」（手引き別添2）をご参照ください。

## **(5) 寄附金の募集**

- ・ 寄附金の受付状況については3カ月に1回程度連絡します。  
(令和4年度は12月と令和5年2月の2回を予定)
- ・ 寄附対象団体においては、適宜、寄附者に対しお礼状を送付してください。  
(GCFタイプでお礼の品を贈呈する場合は、上記に加えて適宜お礼の品を送付してください。)
- ・ ふるさと納税サイトで寄附対象団体の活動等を紹介するだけでは多くの寄附を集めることは難しいと考えます。自らのホームページ、ソーシャルネットワークサービス等で、活動状況や決算状況、寄附金の使途を広く情報発信し、自ら支援者に寄附の働きかけをして行うことが重要です。

## **(6) 交付申請（初回）**

- ・ 交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、県に事前に相談した上で、交付申請書等を県へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

### **<提出書類>**

- ア 寄附金交付申請書（様式第4号）
- イ 寄附金活用事業計画書（様式第4号の2）
- ウ 寄附金活用収支計画書（様式第4号の3）
- エ その他寄附金の活用に関して参考となる書類

## **(7) 寄附金の交付（初回）**

- ・ 県は寄附対象団体に寄附金を交付します。

(手引き6ページ参照)

## (8) 交付申請（2回目）

- ・令和4年度は交付申請のタイミングを令和4年12月頃と令和5年2月頃の2回設ける予定です。（6）で当該年度既に交付申請をしている場合、2回目の申請はその内容を変更するという形になりますので、変更申請書で申請してください。（例えば初回10万円の寄附金を申請し、2回目で5万円の寄附金を申請しようとする場合、2回目の申請は初回の10万円を15万円に変更する変更申請として申請いただきます。）
- ・交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、県に事前に相談した上で、交付申請書等を県へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

### <提出書類>

- ア 寄附金交付変更申請書（様式第6号）
- イ 寄附金活用事業計画書（様式第6号の2）
- ウ 寄附金活用収支計画書（様式第6号の3）
- エ その他変更後の寄附金の活用に関して参考となる書類

## (9) 寄附金の交付（2回目）

- ・県は寄附対象団体に寄附金を交付します。

## (10) 実績報告

- ・ 寄附を受けた寄附対象団体は、毎年度末（3月31日）現在で交付された寄附金のうち、その年度における活用実績について、その翌日から3カ月以内（6月30日まで）に実績報告書を提出してください。
- ・ 寄附者等に寄附金の活用方法を情報発信するため実績報告書は県のホームページで公表します。

### <提出書類>

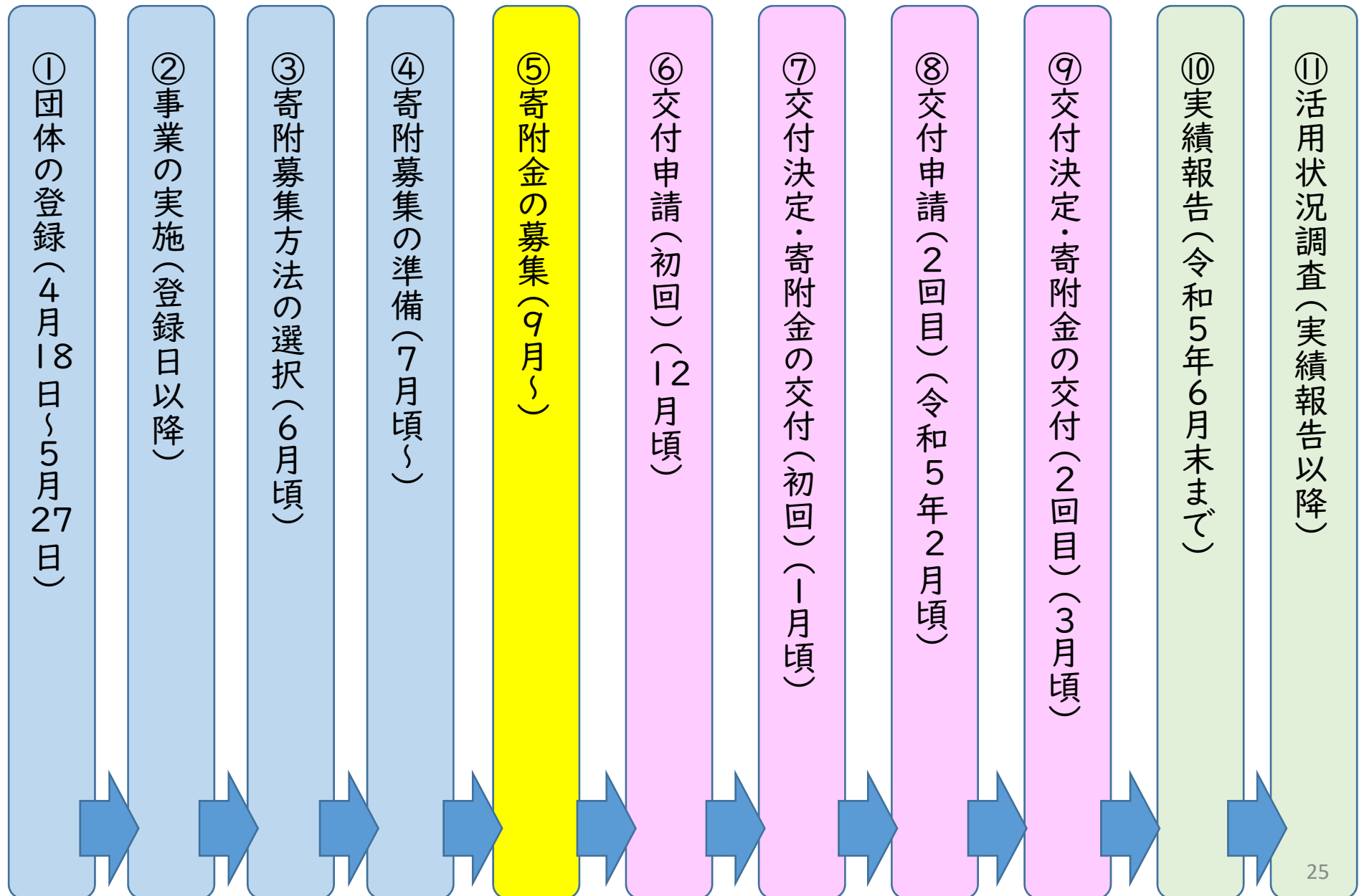
- ア 寄附金実績報告書（様式第7号）
- イ 寄附金活用実績報告書（様式第7号の2）
- ウ 寄附金活用収支決算書（様式第7号の3）
- エ その他寄附金の活用実績に関して参考となる書類

## (11) 活用状況調査

- ・ 実績報告を受けて、事業が交付決定内容等に従って行われているか調査をします。必要に応じて現地調査を行い、結果を通知します。



# 手続の流れ



# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項**
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

## 6 事業実施の注意事項

事業を行うにあたり、次の点にご注意ください。

- (1) 寄附金交付申請書に記載した内容を著しく変更する場合又は寄附金の額を変更する場合は、あらかじめ県に対して変更の内容についてご相談ください。その上で、変更の申請を行い、変更交付決定を受ける必要があります。

※変更の内容によっては変更交付決定を行わない場合があります。

- (2) 変更交付決定を受けずに寄附金交付申請書と異なる事業を実施した場合や対象外となる用途等に寄附金を使った場合、交付決定を取り消し、又は変更し寄附金の返還を求めることとなりますので、事業の執行の際、ご注意ください。

- (3) 寄附金及び対象事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、この収入支出についての証拠書類を寄附金を支出した年度の翌年度から5年間保存してください。

- (4) 県が必要と認めて指示をした場合は、事業実施の状況について報告する必要があります。

- (5) 寄附者の個人情報については団体において適正に管理をすることとし、委託等を行う場合は委託先においても適正管理を徹底してください。万が一、情報漏洩等があった場合は直ちに流出を防止するための措置を講じるとともに、速やかに県に報告してください。

(手引き 7 ページ参照)

団体の活動に賛同した支援者から寄附を募り、**集まった寄附金を交付**します。

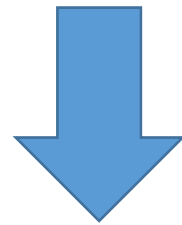


寄附の状況によっては**0円**もありえます。



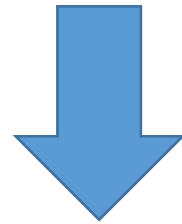
**団体自ら支援者に活動をPRし、寄附を集めていただく必要があります。**

ふるさと納税サイトで寄附対象団体の活動等を掲載するだけでは寄附を集めることはできません。



自らのホームページ、ソーシャルネットワークワークサービス、イベント、日々の活動の中などで、活動状況や寄附金の使途を広く情報発信し、自ら支援者に寄附の働きかけを行うことが重要です。

寄附を受けたときには、寄附者に感謝の気持ちを伝えることが重要です。



寄附者に感謝の気持ちを伝えるために、お礼状や実績報告書を送付してください。寄附者に「また寄附したい」と思ってもらい、団体のファンになってもらうことを目指しましょう。

応募をいただくときに、団体の活動の中で、寄附者が寄附したいと思う**共感ポイント**はどこか、ご検討ください。



団体の内部だけでなく、例えばご家族、知人など、**団体の活動を客観的に見てもらえる人に共感ポイントを聞いてみる**こともよいかもしれません。

クラウドファンディングの「3分の1の法則」とは、クラウドファンディングでプロジェクトが成功しやすいといわれている比率です。

- ①自分の友人、知人からの支援（全体の3分の1）
- ②友人・知人の友人からの支援（全体の3分の1）
- ③その他知らない人からの支援（全体の3分の1）



これまでクラウドファンディングなどの経験がない場合は、まずは、皆様の友人・知人など身近な人に支援を働きかけて、寄附を広げていくことをおすすめします。



## ◆PR・プロモーション研修会の実施

- ・ R4.6月,7月開催を予定
- ・ 講師は「ふるさと納税サイト運営者」や「ふるさと納税での寄附募集経験者」を予定
- ・ 実例の紹介やワークショップ形式を予定
- ・ 質問コーナーも予定
- ・ オンライン形式で開催

(オンラインでの参加が難しい場合はご相談ください)

## ◆寄附者向けのPRを実施

- ・ 県外本部等を通じたPR
- ・ とりネットでの団体の紹介

一緒に寄附募集をしていきましょう！

# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

## 7 寄附対象団体登録の応募方法

### (1) 募集期間

令和4年4月18日（月）から令和4年5月27日（金）

※応募を受け付けたら、募集期間終了を待たず随時登録手続を行います。

※募集期間終了後も随時応募を受け付けますが、県による広報等に時間を要したり、9月からを予定している寄附募集の開始に間に合わない場合があります。

### (2) 提出書類

<提出書類>

ア 寄附対象団体登録申請書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第1号の2）

ウ 寄附金に係る個人情報管理体制等について（様式第1号の3）

エ 添付書類

- ・定款又は規約
- ・社員名簿
- ・役員名簿
- ・総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（議事録等）
- ・活動の写真
- ・その他参考資料

### (3) 提出書類の入手方法

とりネットよりダウンロード

(URL) <https://www.pref.tottori.lg.jp/303627.htm>

### (4) 応募方法

令和4年5月27日（金）までに上記7（2）の書類を下記8まで持参、郵送又はホームページからの電子申請により提出してください。

(手引き8ページ参照)



# 本日の内容

- 1 事業概要
- 2 事業の実施方法
- 3 応募（寄附対象団体登録）の要件
- 4 寄附金の使途の要件
- 5 スケジュール
- 6 事業実施の注意事項
- 7 寄附対象団体の応募方法
- 8 制度に関するご質問

## **(参考) 制度に関するQ & A**

**Q. この制度で受けた寄附を、認定NPO制度や条例個別指定制度のPST（パブリックサポートテスト）の寄附基準に算入してもよいでしょうか？**

A. この制度の寄附金は、個人から鳥取県への寄附として、ふるさと納税制度の税控除等受けられるものです。したがって、この制度で受けた寄附金はPSTの寄附基準に算入できません。この制度を介しての寄附を除き、団体への直接寄附により基準を満たしていただく必要があります。

**Q. 寄附金を活用する本制度の趣旨及び団体や団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断しますということですが、どのような活動内容が対象外になりますか？**

A. 医療保険や介護保険など公的保険制度により運営されているような事業は基本的には対象外と考えています。団体により活動の内容は様々だと思いますので、ご不明の点がありましたらご相談ください。

**Q. 構成員のみを対象とした事業とは、こういった事業を指すのでしょうか。**

A. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動や会員等（名簿で管理された者）のみを対象とした物品の販売やサービスの提供、会員等のみが参加する会議や会報誌の発行などへの経費を指します。

**Q. 事情があり、しばらく活動を休止することになるかもしれません。どうしたらよいのでしょうか？**

A. 活動を休止するなど寄附金を活用することができない状況になった場合は、辞退届を提出してください。なお、活動を再開し再び本制度の利用をご希望の場合は改めて登録をしていただく必要があります。

**Q. 寄附募集の方法を変更したいのですが可能でしょうか？**

A. 決定した寄附募集方法は当該年度内は変更できません。



ありがとうございました。

ぜひご応募ください。

よろしくお願ひします。